

「横浜市斎場条例施行規則」の一部改正の概要について

1 趣旨

横浜市久保山斎場で指定管理者制度を導入することに伴い、指定管理者の選定に際して公募を実施することと、公募に必要な提出書類を定めるものです。

- (1) 指定管理者の公募の際は、あらかじめ指定の基準を定めて、これを公にします。
- (2) 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書に事業計画書等を添えて、市長に提出することとします。
- (3) 斎場等の使用の許可を受けようとする者は使用許可申請書により市長（指定管理者）に申請し、この場合、申請者は斎場等を使用しようとする日に火葬許可証又は改葬許可証を提出しなければならないものとします。

2 改正後の規則の概要

- (1) 規則第2条に（指定管理者の公募）について新たに定めます。
- (2) 規則第3条に（指定申請書の提出等）について定めるとともに、指定申請書の様式を新たに追加します。
- (3) 規則第2条を第4条とし、指定管理者が斎場等の使用を許可することを定めます。
- (4) 規則第3条を第5条とし、以下第8条までの各条を2条ずつ条下げします。
- (5) 横浜市斎場条例及び横浜市斎場条例施行規則の改正に伴う条ずれ等により、条文及び様式の修正を行います。